

プログラミング能力検定受験規約

第1条（定義）

1. 「本規約」とは、プログラミング能力検定協会（以下、「協会」）が実施するプログラミングの知識と実装力を測るための資格検定であるプログラミング能力検定の受験規約を指します。
2. 「会場」とは、協会が設置する会場または協会が会場資格を審査し、検定を実施することを認めた団体または個人が設置する会場を指します。
3. 「会場責任者」とは、プログラミング能力検定の実施およびその会場の管理に関して責任を負う団体または個人を指します。

第2条（本規約の適用）

1. 本規約は、全ての申込者および受験者に適用されます。申込者は、本規約に同意した上で、申し込みを行うものとし、申込者および受験者は本規約を遵守する義務があります。
2. プログラミング能力検定をオンライン受験する申込者および受験者は、本規約の特則事項を定める「プログラミング能力検定受験規約 [オンライン受験の特則]」も併せて遵守する義務があります。
3. 申込者および受験者には、申込時の本規約の内容が適用されます。

第3条（受験資格・条件）

1. 過去に受験したレベルにかかわらず、どのレベルでも受験できます。
2. 協会は、申込者が次に掲げる事由に該当する場合には、申込者によるプログラミング能力検定の申し込みを承諾した後であっても、承諾を取り消すことがあります。
 - (1) 申込者の申込内容に虚偽の内容、誤記または記入漏れがあったとき
 - (2) 未成年者その他民法に定める制限行為能力者であり、その申し込みを取り消し得ないものとするための同意・追認・代理権等を得ていないとき
 - (3) 本規約に違反したとき
 - (4) 申込者が、プログラミング能力検定を利用して協会または第三者の権利を侵害し若しくは侵害するおそれのある行為をし、または違法行為をなすおそれがあると協会が判断したとき
 - (5) 反社会的勢力に属している、または関係があると認められるとき
 - (6) 協会その他の関係者に対して、暴力的行為を行い、合理的範囲を超える負担を要求し、または脅迫的言辞を用いたとき
 - (7) 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、協会の信用を毀損または業務を妨害したとき
 - (8) 申し込みがプログラミングの知識と実装力を測るという検定目的から逸脱していると協会が判断したとき。

第4条（申し込み等について）

1. 受験レベル、各レベルの受験料、検定時間等の検定の概要および受験上の案内や注意事項等を確認の上、各会場にて定められる方法に従い申し込みを行ってください。

2. 受験申込の際、会場責任者へ受験者の氏名、生年月日、学年、住所、受験レベル、受験会場（実地又はオンライン受験）を伝えてください。これらの情報を以て会場責任者が受験者の代理として協会へ受験の申し込みを行います。会場責任者による協会への申し込みに関連して発生した問題について、協会は第3項によるものを除き、申し込み内容の修正、返金などを含む一切の対応を行わず、また責任を負わないものとします。
3. 原則として同一回の振替受験はできません。受験申込期間内であれば申込者の都合によるキャンセルは可能ですが、受験申込期間が終了した後は、理由のいかんを問わず、受験レベルの変更および受験料の返金はできません。

第5条（検定日時・会場について）

検定は会場責任者より指定された日時にて受験してください。なお、受験日時の変更は、会場責任者に問い合わせの上、検定実施期間の範囲内で行ってください。

第6条（受験票について）

1. 検定を受験するにあたり、受験日に会場にて受験票をお渡しします。
2. 受験票に記載の受験者情報は試験開始前に必ず確認してください。
3. 受験票の盗難・紛失・不正使用した場合に生じた一切の損害について、協会は責任を負わないものとします。

第7条（受験時の持参物）

1. 検定当日は次のものをご持参ください。
 - (1) 身分証明書：マイナンバーカード・学生証・生徒手帳・運転免許証・パスポート・資格確認書（健康保険証）・社員証など本人を証明する公的な証明書（有効期限内のもの） ※受験には本人の確認が必須となります
 - (2) 上履き（会場責任者より事前に指示されている場合のみ）
2. 会場では、腕時計（音が出ないもの）を使用することができますが、携帯電話、スマートフォンおよびスマートウォッチなどの情報通信機器を時計として使用することはできません。
3. 会場には次に掲げるもの、その他検定の受験上不要と判断されたものについては検定監督の指示のもとカバンに収納し使用禁止とします。健康上の理由等やむを得ない理由により使用を希望する場合には、受験開始前に試験監督へ申し出を行い、使用許可を得た上で使用しなければなりません。
 - (1) 携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ
 - (2) モバイル端末 / ウェアラブル端末
 - (3) 撮影・録画・録音可能な電子機器
 - (4) ストップウォッチ
 - (5) その他音の出る機器
 - (6) 参考書・辞書
 - (7) 飲み物

第8条（入退場）

1. 会場には会場責任者の事前の許可なく受験者以外の保護者・付添者は入場できません。

2. 遅刻等で正規の検定時間が確保できない場合でも、検定時間の延長等の措置は行いません。
3. 検定中の途中退場は原則禁止ですが、お手洗いや体調不良等により必要がある場合は、一時退場・再入場が可能です。一時退場・再入場を希望する場合は試験監督の指示に従ってください。

第9条（検定環境）

1. 会場はご要望に沿う温度に調整できないこともありますので、体温管理・調節のできる服装をご用意ください。
2. 会場は無音状態にはなりません。

第10条（試験監督への質問）

検定問題の内容に関する質問にはお答えできません。

第11条（検定中の記録について）

1. 検定における厳正公平な検定実施、評価・採点業務および調査研究のため、検定状況を記録（録画・録音）することがあります。記録された情報（以下、「記録情報」）は一定期間保管されます。なお、再委託先を含め業務を遂行するために必要な範囲を超えて記録情報を使用することはありません。
2. 前項の記録情報に関連する照会は一切受け付けません。

第12条（受験時の注意事項および禁止事項）

1. 検定当日にプログラミング能力検定を受験することができる権利は申込時に登録された受験者本人にのみ帰属し、第三者による代理受験および受験することができる権利を第三者に譲渡することは禁止されています。また、検定当日に本人確認ができないとき、または申し込みの事実が確認できないときは、プログラミング能力検定の受験をお断りする場合があります。
2. 会場内での貴重品、現金、手荷物、携帯品の管理は受験者自らが行き、協会および会場責任者は盗難、紛失その他について一切責任を負いません。
3. 次の行為に該当する場合またはその他本規約に違反する行為が認められる場合は、注意喚起を行うことがあります。注意があったにもかかわらず改善が見られなかった場合または悪質な場合、退場・失格となり、それ以降プログラミング能力検定は受験できず、検定料は返金しません。また受験者の将来における受験を禁止することがあります。
 - (1) 試験監督の指示の不遵守
 - (2) 他の受験者に迷惑をかける行為や検定の妨害（年少者の集中力低下等による迷惑行為を含む）
 - (3) 検定中に携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチその他電子機器の使用
 - (4) 検定中に携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチの着信音・バイブ音等、およびその他持ち込み機器による音の発生
 - (5) 会場内での録音・撮影行為、また検定に関して知り得た情報全般について他者への開示
 - (6) 不正行為（カンニング行為、他人の代わりに受験、検定中に援助を他人に与えたり他人から受けたりすること等）

第13条（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）その他感染症について）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）その他感染症（学校保健安全法施行規則（昭和三十二年文部省令第十八号）第18条に定める各種感染症を指す。以下同様）に罹患している場合、および医師の診断を受けていなくても罹患が疑われる場合（たとえば、37.5度以上の発熱や咳などの症状がある場合。以下同様）は、受験を控えてください。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）その他感染症に罹患している、または罹患が疑われる場合、会場にて受験をお断りすることがあります。

協会は、学校保健安全法（昭和三十二年法律第五十六号）、学校保健安全法施行令（昭和三十二年政令第七十四号）および学校保健安全法施行規則（昭和三十二年文部省令第十八号）に準拠し、検定を実施します。

なお、本条により受験しなかった場合または受験できなかった場合であっても受験料の返還等の特別の措置は行いません。

第14条（成績結果の提供について）

検定の成績表・合格証書は検定期間最終日の3週間後以降に、会場責任者より配布されます。配布の方法は会場によって異なるため、必ず事前に確認してください。

第15条（問題内容・採点結果異議申し立ての禁止）

問題内容や採点結果・合否についての異議申し立ては一切受け付けません。

第16条（再委託）

協会は、申込者および受験者に対するプログラミング能力検定の提供に必要な業務の全部または一部を、協会の指定する第三者（以下、「再委託先」）に委託できるものとします。この場合、協会は、従前どおり、協会に課せられている義務を負担するとともに、協会が負う本規約上の機密保持義務および個人情報の取扱義務と同等の義務を再委託先に負わせ、必要かつ適切な監督を行うものとします。

第17条（機密保持）

1. 申込者および受験者は、プログラミング能力検定の申し込みおよびプログラミング能力検定受験にあたって協会より開示された、または知り得た営業上または技術上の機密情報を機密として保持し、プログラミング能力検定の申し込みおよび受験以外に使用せず、第三者に開示・漏えいしてはならないものとします。
2. 前項の規定は、プログラミング能力検定に関するサービスの利用期間が終了した後も有効に存続するものとします。

第18条（免責）

1. 協会または会場責任者は、台風や大雪等の天変地異や第13条に該当する感染症の流行等、不測の事態発生時は検定を中止する場合があります。ただし、その場合はプログラミング能力検定ウェブサイトへの掲載または会場責任者からの直接連絡等により受験者へ通知し、受験料は返金いたします。検定を中止する場合、協会および会場責任者は、プログラミング能力検定の受験または受験できなかったことにより発生した一切の損害

について、受験料の返金を除き、いかなる責任も負わないものとします。検定の変更、遅滞、中止等に基づく損害についても同様とします。

2. 会場における受験者（その保護者等の付添者を含む）間のトラブル等については、協会および会場責任者は一切責任を負いません。

第19条（損害賠償）

申込者および受験者は、プログラミング能力検定受験に際し、協会または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

第20条（個人情報の取り扱いについて）

1. 当検定の申込者および受験者の個人情報は、協会ホームページで公開されている「個人情報取扱方針（<https://programming-ri.com/privacy>）」に従い取り扱います。
2. 当検定の申込者および受験者の個人情報は、法令に基づく場合を除き、以下の【個人情報の利用目的】に示す項目のために利用し、それ以外の目的に利用する場合はご本人様の同意を得た上で利用します。なお、下記(2)の統計等資料については、個人が特定できない資料とした上で、学会発表、パンフレット等において利用します。

【個人情報の利用目的】

- (1) 当検定の適正かつ円滑な実施、業務運用、学習指針発行等のサービスの実施
 - (2) 協会の事業に関する統計等資料の作成、分析
 - (3) 協会が実施する教育事業・サービスに関する情報の申込者および受験者への提供
 - (4) 当検定に関するマーケティング活動やアンケート調査
 - (5) 問い合わせ・相談への対応
 - (6) 当検定に関連する教材等の情報のご案内
 - (7) 当検定に関する業務・セミナー等に関する情報提供
 - (8) 会場にて提供されるサービス、教材等の情報のご案内
3. 当検定の申込者または受験者の個人情報は、業務運営に際し、必要最小限の範囲で再委託先に委託することがあります。
 4. 当検定の申込時の住所・氏名宛に、協会または会場責任者より協会または会場責任者のサービスやプログラミング能力検定に関する情報の案内などを送付することがあります。

第21条（知的財産権）

プログラミング能力検定の問題およびプログラミング能力検定の受験に際して受験者に提供される資料に関する著作権を含む一切の知的財産権は協会または当該権利を有する第三者に帰属します。受験者は、協会の承諾を得ることなく、プログラミング能力検定の問題や資料等を複製、改変、使用等を行うことはできません。

第22条（準拠法）

本規約は日本法（以下、「法令等」）に基づき解釈されるものとします。

第23条（管轄）

本規約に関し生じた一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所（以下、「裁判所等」）を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条（セキュリティ対策等）

受験者および協会は、受験者の情報を安全に保護するために必要なセキュリティ対策を実施する責任を負うものとします。協会は、受験者および協会がそれぞれ実施するセキュリティ対策の内容を、協会のウェブサイトに掲載するなど、受験者が確認可能な形式で提供します。

第25条（データの削除）

1. 検定受験にあたり生成または保管されたデータのうち個人情報および受験データは受験者および会場責任者の希望に応じて適宜、削除します。ただし、個人を特定されない統計データに関しては削除しない場合があります。
2. 協会は、受験者および会場責任者の希望のもと削除されたデータに関して、一切の責任を負いません。
3. 受験者および会場責任者の希望により削除されたデータは協会のサーバ上から復元不可能な形で完全に削除され、協会はいかなる理由があっても削除されたデータを復元しません。

第26条（本規約の変更）

1. 協会は、会場責任者の承諾を得ることなく本規程を変更することができ、その場合、検定の提供条件は変更後の本規程によるものとします。
2. 前項の変更を行う場合、会場責任者に不利益となる変更については、協会は事前に会場責任者に対し、変更後の本規程の内容を、電子メールをはじめとする任意の手段でもって通知します。ただし、会場責任者の責によると判断される事由によって、当該の通知が会場責任者に到達しなかった場合であっても、本規程の変更は有効とします。

附則

2023年12月18日改定

2025年3月18日改定 第2条第2項追加等

プログラミング能力検定協会